

雇用保険を受給している方の市民税・県民税の減免について

1 雇用保険減免の対象となる方

納税通知書に同封されている課税明細書をご覧ください。

(例)

総合課税の所得	営業等	㊸		円	
	農業	㊹		円	
	不動産	㊺		円	
	利子・配当	㊻		円	
	給与 (所得金額調整控除後)	㊼	935120	円	
	雑	公的年金等	㊽		円
		業務・その他	㊾		円
	総合譲渡・一時	㊿		円	
総所得金額 (㊸～㊿の計)	㊿	935120	円		
山林・退職	㊿		円		
合計 (㊿ + ㊿)	㊿	935120	円		

分離課税の所得	短期譲渡	一般分	㊿		円
		軽減分	㊿		円
	長期譲渡	一般分	㊿		円
		優良分	㊿		円
		居住分	㊿		円
	一般株式等の譲渡	㊿		円	
	上場株式等の譲渡	㊿		円	
	上場株式等の配当等	㊿		円	
先物取引	㊿		円		
繰越損失の適用			(該当するときは「有」と表示)		

「Ⅰ 所得金額」の「㊿」が210万円以下の方で、職業安定所などで失業の給付を受けている方です。

★ 傷病手当・高年齢求職者給付金・特例一時金・日雇労働求職者給付金を受給されている方についても、減免の対象となる場合があります。詳しくは、お住まいの区を担当する市税事務所までお問い合わせください。

「㊿～㊿」の欄に記載がある方は、減免対象とならない場合がありますので、お住まいの区を担当する市税事務所までお問い合わせください。

2 申請期限および申請手続き

離職後最初の失業の認定日以後最初に到来する納期限と、その失業の認定日の翌日から起算して30日を経過する日（土曜日・日曜日、祝日のときはその翌日）のいずれか遅い日までに、減免申請書をお住まいの区を担当する市税事務所あて提出してください。

また、減免の適用にあたっては、雇用保険受給資格者証等の提示または写しの添付が必要です。

※ 複数の納期にわたって減免の適用を受ける場合は、その納期月に雇用保険を受給している旨が記載された雇用保険受給資格者証等を提示または写しを添付してください。

※ 申請期限内に申請手続きをしていただかないと、減免が適用できなくなりますのでご注意ください。

3 減免額

基本手当の支給の対象となる日^{※1}の属する月に到来する納期の納付額の全部^{※2}

※1 待機中や給付制限期間中は減免の対象となりません。

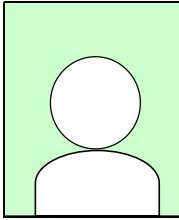
※2 分離課税による退職所得の所得割の額を除きます。

※3 雇用保険を受給していることを理由に森林環境税の免除を受けることはできません。

減免の適用例については、裏面をご覧ください。

減免の適用例について

雇用保険受給資格者証（見本）



支給番号

××-×××××-×

氏名

〇〇 〇〇

処理月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
0409	08-002159-0		〇〇〇 〇〇〇	次回認定日××月××日		
	待機満了 待機満了日XX0315					
	給付制限期間XX0316-XX0614 離職理由▽▽					
0412	支援 職業相談					
0419	支援 職業相談					
			.			
			.			
0705	08-002159-0		〇〇〇 〇〇〇	次回認定日△△月△△日		
	XX0615-0704	20	基本手当	¥88,888-	72	
			.			
			.			

基本手当の支給の対象となる日…6月15日～7月4日

離職後最初の失業の認定日 …7月5日

申請期限

下記の①、②のいずれか遅い日です。（土曜日・日曜日、祝日のときはその翌日）

- ① 離職後最初の失業の認定日以後最初に到来する納期限 …8月31日
- ② 離職後最初の失業の認定日の翌日から起算して30日を経過する日…8月4日

したがって、この場合の申請期限は①の8月31日となります。

減免額

第1期の納期月である6月に基本手当の支給の対象となる日があるため、第1期の納付額の全部が減免に該当します。

（参考）普通徴収（納付書等で納付）の方法で納める場合

	（納期）	（納期限）	
第1期	6月	6月30日	※土曜日・日曜日、祝日のときはその翌日
第2期	8月	8月31日	
第3期	10月	10月31日	
第4期	翌年1月	1月31日	

離職した時期によっては、2月随時分（2月末納期限）や過年度4月分（4月末納期限）として納付書等が送付される場合があります。

